までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあっては第四十三号に掲げるものをそれぞれ除く。）とする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一～十四　（略）

十五　事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ　（略）

ハ　収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあっては、出資の返還を受ける権利に関する事項（契約の解除又は組合からの脱退に当たり事業参加者が出資の返還を受けることができる金額の計算方法及び支払方法並びに時期を含む。）

ニ　（略）

十六　対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ　（略）

ロ　対象不動産の変更の予定がある場合にあっては、その旨

ハ～ヘ　（略）

十七～三十七　（略）

三十八　業務外金銭の運用に関する事項

三十九～四十四　（略）

2　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

第四十七条　（略）

2　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

一～五　（略）

六　事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ　（略）

ハ　収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあっては出資の返還を受ける権利に関する事項（契約の解除又は組合からの脱退に当たり事業参加者が出資の返還を受けることができる金額の計算方法及び支払方法並びに時期を含む。）

ニ　（略）

七～十五　（略）

十六　業務外金銭の運用に関する事項

3　（略）

（分別管理の方法）

第四十九条　（略）

2　不動産特定共同事業者（第二号事業（法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業をいう。）又は第四号事業を行う者に限る。）が、電子取引業務を行う場合において、当該電子取引業務に関して事業参加者から金銭の預託を受けるときは、次に掲げるところにより、当該預託を受けた金銭と自己の固有財産とを分別して管理するものとする。

一・二　（略）

十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあっては、第四十三号に掲げるものを除く。）とする。

一～十四　（略）

十五　事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ　（略）

ハ　収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあっては、出資の返還を受ける権利に関する事項

ニ　（略）

十六　対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ　（略）

ロ　（新設）

ロ～ホ　（略）

十七～三十七　（略）

三十八　不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用に関する事項

三十九～四十四　（略）

2　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項）

第四十七条　（略）

2　法第二十五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第二号、第四号及び第八号に掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十五号及び第十六号に掲げるものを除く。）とする。

一～五　（略）

六　事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ・ロ　（略）

ハ　収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出資を伴う契約にあっては出資の返還を受ける権利に関する事項

ニ　（略）

七～十五　（略）

十六　不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭の運用に関する事項

3　（略）

（分別管理の方法）

第四十九条　（略）

2　不動産特定共同事業者（第二号事業又は第四号事業を行う者に限る。）が、電子取引業務を行う場合において、当該電子取引業務に関して事業参加者から金銭の預託を受けるときは、次に掲げるところにより、当該預託を受けた金銭と自己の固有財産とを分別して管理するものとする。

一・二　（略）